

平成17年度から身体障害者等の自動車税の減免対象の範囲が変更になります

変更箇所は、下表のとおりですが、その他にも使用状況（通学、通院等の回数）や納税義務者（3月31日までに自動車の名義変更をする必要がある場合があります。）等減免を受ける条件がありますので、詳しくは手帳をご用意のうえお問合せ下さい。 の方が減免の対象に変更になります。

■今治地方局税務課事業税・自動車税係 今治市旭町1-4-9 TEL 0898-23-2500（内線 323・334）

区分		本人 運転	減 免 可			不 可			
		家族 運転	減 免 可		不 可				
視 覚 障 害		1 級 ○両眼の視力の和が0.01以下の方 2 級 ○両眼の視力の和が0.02以上0.04以下の方 ○両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の方 3 級 ○両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の方 ○両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の方 4 級の 1 ○両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方					4 級の 2 ○両眼の視野がそれぞれ10度以内の方		5 級～6 級 内容 略
肢 体 不 自 由	上 肢	1 級 ○両上肢の機能を全廃した方 ○両上肢を手関節以上で欠く方 2 級の 1 ○両上肢の機能の著しい障害 2 級の 2 ○両上肢のすべての指を欠く方					2 級の 3 ○1 上肢を上腕の2分の1以上で欠く方 2 級の 4 ○1 上肢の機能を全廃した方		3 級～7 級 内容 略
	下 肢	1 級 ○両下肢の機能を全廃した方 ○両下肢を大腿の2分の1以上で欠く方 2 級 ○両下肢の機能の著しい障害 ○両下肢を下腿の2分の1以上で欠く方 3 級の 1 ○両下肢をショパール関節以上で欠く方			3 級の 2 ○1 下肢を大腿の2分の1以上で欠く方 3 級の 3 ○1 下肢の機能を全廃した方		4 級～6 級 内容 略	7 級 内容 略	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1 級 ○不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能な方 2 級 ○不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されている方（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）					2 級 （1 上肢のみに運動機能障害がある場合）		3 級～7 級 内容 略
	移 動 機 能	1 級 ○不随意運動、失調等により歩行が不可能な方 2 級 ○不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されている方 3 級 ○不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されている方（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）			3 級 （1 上肢のみに運動機能障害がある場合）		4 級～6 級 内容 略	7 級 内容 略	

※この表以外の障害箇所については、減免対象範囲の変更はありません。

※同一の部位において、同一の等級で重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、重複する障害が特に「身体障害者障害程度等級表」に指定されているものは、該当等級とする。（今回改正された部位以外の障害においても同様です。）